

山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(素案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市人権推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりがたがいに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できる人権を尊重するまちづくりを目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が社会的に少数派である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生計や生活を共にし、継続的な共同生活を行っている、又はそれらを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(パートナーシップの宣誓要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者(以下「宣誓者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が成年に達していること。(民法第4条(明治29年法律第89条))
- (2) 一方または双方が本市域内に住所を有していること(本市域内へ宣誓日から14日以内に転入を予定している場合を含む)。
- (3) 双方に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされる者同士の関係にないこと(ただし双方の関係が養子縁組の場合を除く)。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は揃って、市職員の面前において、またはウェブシステム上において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、日時や方法等について事前に市に調整するものとする。
- 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入ができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、面前またはウェブシステム上において、これを代書させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)を

宣誓書に添付して提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 当事者のいずれかが市内へ転入を予定していることを疎明するに足りる資料(当事者が市内に住所を有していない場合に限る。)
 - (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 宣誓者が、本市に転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、第4項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。
- 6 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。
- 7 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等の特段の理由があると市長が認める場合は、この宣誓において、通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下「受領証等」という。)を宣誓者1人に対して1枚面前又は郵送により交付するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。

- 2 宣誓者が第3条第1項第2号に該当する場合は、第4条第4項に掲げる書類の提出があった後に、受領証等を交付する。
- 3 市長は、前条第1項の規定により通称名を使用するときは、通称名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書(様式第4号)により、市長に再交付を申請することができる。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合において、受領証等を再交付するものとする。ただし、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領者は、氏名(通称を含む。)又は住所、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)(以下「変更届」という。)を、市長に届けなければならない。

- 2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による変更届の提出があったときには、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は返還させるものとする。

(受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき(第12条第1項に定める場合及び転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により双方が一時的に本市以外に転出したとき及び次条に定める自治体へ転出したときを除く。)
- (2) 宣誓者の一方又は双方が戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条に規定する婚姻をしたとき。
- (3) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(宣誓の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条の規定に違反するとき。
- (4) 第4条第5項及び第6項の規定に違反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、第10条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

2 宣誓者は、前項による届出の際、第4条第7項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第9号)を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。

(本市施策の推進に当たっての配慮)

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定による返還届が提出された場合または第10条の規定により無効となった場合は、この限りではない。

(台帳の整備)

第15条 市長は、受領証等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。